

資金・資産の譲渡・寄附金等明細書

法人名称	特定非営利活動法人 かわさき環境保護ネットワーク	事業年度	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
------	-----------------------------	------	---------------------------

1 資金に関する事項

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
受取正会費	255,000 円
受取賛助会費	35,000 円
受取入会金	10,000 円
受取寄附金収益	1,074,745 円
施設等受入評価益	15,000 円
補助金収益	1,000,000 円
民間助成金収益	2,500,000 円
環境保全センター運営事業収益	4,697,836 円
CO2 削減促進事業収益	598,143 円
水質保全に関する事業収益	242,498 円
野鳥観察便利帳の販売事業収益	27,500 円
車両運搬具売却収益	250,000 円
雑収益	1,969 円
受取利息	21 円
合計	10,707,712 円

活動計算書の「経常収益計」と一致

(2) 借入金の明細

借入先	金額
理事長 中原 夢太郎	1,000,000 円
公益財団法人 自然環境持続化基金	2,000,000 円
	円
	円
	円
合計	3,000,000 円

返済途中であれば、  
当初借入額ではなく  
年度末の借入残額を  
記入

(3) その他

なし

2 取引の内容に関する事項

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
川崎市	川崎市川崎区～丁目～番～号	3,500,000円	環境保全センターの管理運営受託
全国市民活動支援財団	東京都新宿区～丁目～番～号	2,500,000円	事業推進助成金
公益財団法人登戸水質検査研究所	川崎市多摩区～丁目～番～号	1,000,000円	SDGs 事業推進補助金
理事長 中原 夢太郎	川崎市中原区～丁目～番～号	500,000円	寄附
(有)シンメイ	川崎市幸区～丁目～番～号	325,000円	会議室使用料

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
池上株式会社	川崎市川崎区～丁目～番～号	1,250,000円	イベント企画・運営費
(有)土橋印刷	川崎市宮前区～丁目～番～号	930,500円	会報印刷費
(株)ハルヒノ	川崎市麻生区～丁目～番～号	720,000円	寄附促進コンサルティング料
明津文具店	川崎市高津区～丁目～番～号	223,414円	検査キット購入
日本郵便(株)	川崎市中原区～丁目～番～号		

「役員等へ」と「役員等から」の  
双方向の取引について記載

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

ア 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
多摩 桃之助	監事の親	軽自動車の売却 売却額は減価償却後の資産価値	R5.7.10	250,000円	
黒川商店	社員	販売促進のため野鳥観察便利帳20部	R5.4.1	0円	無償譲渡
幸 梅夫	理事	事務所用プリンターを購入	R6.1.24	78,000円	
				円	
				円	
				円	
				円	

【例】理事、監事、社員（正会員）、  
寄附者、理事長の子、職員の妻 など

イ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
川崎 映太	理事の子	事務所	通年	0円	無償借用
中原 夢太郎	理事長	講座用PCを借用 1,000円×20台×2回	R5.6.12 R5.10.8	40,000円	
小杉 丸子	社員	金銭貸付け	R5.4.1	200,000円	令和4年3月返済予定
中原 夢太郎	理事長	金銭借入れ	R5.7.1	1,000,000円	令和5年3月返済予定
				円	
				円	
				円	
<p>対象日が一日の場合は該当日の日付、 対象日が複数の場合は全ての日付、 年間通して事由が発生する場合は「通年」、 期間が決まっている場合は「×年×月×日～×年×月×日」のように その期間を記載してください。</p>					

ウ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
宮前 桜子	理事	トレッキング講座講師謝金 50,000円×2回 (源泉所得税を含む)	R5.6.22 R5.6.29	100,000円	
高津 かの子	理事	活動謝金 (決算資料作成業務)	R5.3.13	7,000円	
野川 千年	社員	C02削減促進事業 活動謝金支払規程による 1,000円×2.5H×48日	R5.5.1 ～ R6.10.31	120,000円	
末長 新作	社員	ホームページ管理・更新	通年	60,000円	
				円	
				円	
<p>対象者1名につき1行で記載してください。 対象者が多い場合は、【取引先の氏名等】の最上段に「別紙のとおり」と記載し、 この表と同等の内容が分かる別資料を添付してください。</p>					
				円	
				円	

3 寄附者に関する事項（役員、役員の子親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）

氏名	寄附金額	受領年月日
中原 夢太郎	350,000円	××年×月×日
川崎 景子	250,000円	××年×月×日
宮前 桜子	200,000円	××年×月×日
中原 夢太郎	150,000円	××年×月×日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
合 計	950,000円	

役員、役員の子親族等で、事業年度中の合計寄附金額が、20万円以上の場合は、同一の寄附者でもまとめず、受領年月日順に個別に記載

4 役員等に対する報酬又は給与の状況

(1) 役員等に対する報酬又は給与の支給 ((2)に係る部分を除く。)

氏名	職名	法人との関係	報酬・給与の区分	支給期間等	支給金額
中原 夢太郎	理事	理事長	報酬	R5.4.1~R6.3.31	120,000 円
中原 夢太郎	理事	理事長	給与	R5.4.1~R6.3.31	960,000 円
高津 下作	事務職員	理事の甥	給与	R5.4.1~R6.3.31	900,000 円
野川 万年	イベントスタッフ	理事の子	給与	R5.7.15~R6.9.15	100,800 円
					円
					円
					円
					円
					円
					円

・役員報酬  
 ・役員がスタッフ等として勤務した場合の給与  
 ・役員の子への給与等を記載します。

給与を得た職員の総数及び総額には、役員等も含まれます。

(2) 給与を得た職員の総数及び総額

集計期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	
給与を得た職員の総数	5	給与総額
		4,100,000 円

5 支出した寄附金に関する事項

支出先の名称等	住 所 等	支 出 金 額	支出年月日	寄附の目的等
多摩川の生き物を守る会	川崎市中原区～	100,000 円	令和5年5月20日	環境保護事業助成金
溪流保護活動支援センター	川崎市多摩区～	100,000 円	令和5年5月25日	環境保護事業助成金
日本赤十字社	東京都港区～	10,000 円	令和5年10月9日	被災地に対する義援金
児童養護施設愛愛園	川崎市川崎区～	50,000 円	令和6年2月1日	児童養護施設児童への生活支援
			年 月 日	円
			月 日	円
			月 日	円
			年 月 日	円
			年 月 日	円
			年 月 日	円
	合 計	260,000 円		

当期中に支出した寄附金のほか、助成金支給実績提出書（第33号様式）に記載した助成金についてもこの欄に記載

6 海外への送金等に関する事項

「送金等」には金銭の持ち出しも含まれる。

実 施 日	使 途	金 額
令和5年7月11日	海外支援事業視察及び現地滞在費（ベトナム）	121,520 円
令和5年8月13日	環境保護会議出席及び現地滞在費（カナダ）	366,400 円
令和6年2月2日	CO2削減事業評価及び現地滞在費（タイ）	90,315 円
年 月 日		円
年 月 日		円
年 月 日		円
年 月 日		円
年 月 日		円
年 月 日		円
年 月 日		円

## 7 資産の譲渡等の内容に関する事項

備え置きのみ  
市への提出不要

## (1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
野鳥観察便利帳（書籍）	1,100 円	定価・税込額
野鳥観察便利帳（書籍）	550 円	施設加盟団体への割引販売額
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

## (2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
会議室	円	料金・条件等は添付の料金表参照
宿泊施設	2,400 円	1泊1部屋の料金
OA 機器	円	物品・備品貸出規程参照
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

個別の記載に代えて、規程、料金表、カタログなどを添付することも可（その場合にはその旨を記載）

## (3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
各種講演会等講師謝礼金・交通費	円	講師謝金支払規程参照
原稿作成謝礼	100,000 円	理事会（H27.5.15）にて料金設定
講師派遣料	円	講師派遣規程の料金表参照
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

※ 「7 資産の譲渡等の内容に関する事項」は、作成して法人の事務所に備え置く必要がありますが、川崎市に提出する必要はありません。

項目	記載要領	備考
1 資金に関する事項	<p>(1) 欄には、受取寄附金、〇〇事業収益、〇〇資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載します。</p> <p>(2) 欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。</p> <p>(3) 欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。</p>	<p>法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則（以下「法施行規則」といいます。）第32条第1項第1号の「収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項」の記載欄です。</p>
2 取引の内容に関する事項	<p>(1) 及び(2)の各欄には、収益及び費用が生じる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから上位5者に対する取引内容について記載します。</p> <p>(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。</p>	<p>法施行規則第32条第1項第3号の「次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引」の記載欄です。</p> <p>「社員、役員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。</p> <p>① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族</p> <p>② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者</p> <p>④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者</p>

項目	記載要領	備考
3 寄附者に関する事項	<p>当期中の寄附者のうち、役員、役員の子親等で寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上の者について記載します。</p>	<p>法施行規則第32条第1項第4号の「寄附者（当該認定特定非営利活動法人の役員、役員の子親等若しくは三親等以内の子親等又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日」の記載欄です。</p> <p>「4 寄附者に関する事項」欄における「役員の子親等」とは次の者が該当します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 役員の子親等若しくは三親等以内の子親等</li> <li>② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</li> <li>③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者</li> <li>④ ②又は③に掲げる者の子親等若しくは三親等以内の子親等でこれらの者と生計を一にしている者</li> </ol>
4 役員等に対する報酬又は給与の状況	<p>(1)の欄には、役員・社員・職員・寄附者と、その子親等若しくは三親等以内の子親等又は特殊の関係にある者に対する報酬又は給与の支給について記載します。</p> <p>(2)の欄には、当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。</p>	<p>法施行規則第32条第1項第5号の「役員等に対する報酬又は給与の状況」の記載欄です。</p> <p>「給与を得た職員の総数」の欄には、当該期間中に給与を得た、パートやアルバイトを含む職員の総数を実人数で記載してください。</p>
5 支出した寄附金に関する事項	<p>当期中に支出した全ての寄附金（助成金を含む。）について記載します。</p>	<p>法施行規則第32条第1項第6号の「支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日」の記載欄です。</p>
6 海外への送金等に関する事項	<p>海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。</p>	<p>法施行規則第32条第1項第7号の「海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日」の記載欄です。</p>
7 資産の譲渡等の内容に関する事項	<p>(1)～(3)の各欄には、譲渡資産の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。</p> <p>個別の記載に代えて、料金表やカタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。</p>	<p>法施行規則第32条第1項第2号の「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」の記載欄です。</p> <p><u>所轄庁への提出は不要ですが、NPO法人において、作成、備置、閲覧については引き続き行う必要があります。</u></p>